

仕様書

1 事業名

「とくしま若者回帰」飛躍プロジェクト

2 目的

本県ゆかりの若者が、自ら徳島のあらゆる魅力を SNS 等で発信し、「徳島への想い・関心」を深めるとともに、その保護者にも徳島の魅力をはじめ、就職・県内企業情報等も併せて発信することで、県内外に進学した大学生等の将来的な「とくしま回帰」や定住促進に繋げる。

また、若者同士のコミュニティの活性化・ネットワーク拡大や、若者と本県との繋がりがづくりの強化に資する取組を推進することで、若者が回帰しやすい「ふるさとづくり」に努め、若者の「とくしま回帰」の機運醸成を図る。

3 業務内容

(1) 「とくしま若者回帰アンバサダー」（以下、アンバサダーという）業務

アンバサダーとは、徳島にゆかり・関心のある若者が、自らの目線で徳島の魅力を SNS 等で発信することで、同世代のとくしま回帰につなげることを目的に、徳島県知事が委嘱している者である。

① アンバサダー候補者募集のための広報及び候補者の確保

ア 具体的な戦略を立て、アンバサダー候補者募集の広報活動を行い、アンバサダー候補者（20名程度）を確保すること。

イ アンバサダー候補者に向けて、アンバサダー制度（別添「とくしま若者回帰アンバサダー制度要綱」に基づく）についての事前説明を行うこと。

ウ アンバサダー候補者の委嘱に必要な申請フォーム等を作成し、申請を支援すること。

② アンバサダー活動促進業務

ア アンバサダー活動を促進するため、年2回程度、アンバサダー同士の交流の場を設けること。アンバサダーにとって有意義な場となるよう、テーマを定め、実施すること。

なお、テーマについては事前に県と協議すること。実施後は、速やかにアンバサダーによるレポート記事作成を支援すること。

イ 年18回程度、アンバサダーが県内企業への訪問や就職イベント、地域イベント、移住関連イベント等に参加し、「徳島との関係性」を「自分事」として体感できる機会を設けること。実施後は、速やかにアンバサダーによるレポート記事作成を支援すること。

- ・訪問先は東部・南部・西部の圏域（※）のバランスに配慮し、各地の多様なライフスタイルやキャリアの選択肢を発信すること。
- ・単なる見学に留まらず、訪問先の若手社員、経営者や主催者、移住者等、同世代との対話・交流の場を設け、アンバサダー自身の「徳島との関係性」を深める仕掛けを作ること。
- ・県内企業訪問やイベント等の参加には同行し、撮影等支援すること。
- ・取材対象については、事前に県と協議すること。

※東部圏域：徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦郡・名東郡・名西郡・板野郡

南部圏域：阿南市・那賀郡・海部郡

西部圏域：美馬市・三好市・美馬郡・三好郡

ウ 関西圏または関東圏において、若者の「とくしま回帰」の機運醸成を図るため、アンバサダーと徳島に関心を持つ若者が対面で集う「コミュニティ形成イベント」を企画・運営すること。実施後は、速やかにアンバサダーによるレポート記事作成を支援すること。

エ アンバサダーへの活動経費の支払を行うこと。

③ アンバサダーの情報発信支援及び運用業務

ア 県保有の SNS (Instagram) において、5月以降、500名程度のフォロワー増を目標に、月2回以上かつトータルで35回以上、アンバサダーによる発信をそれぞれ支援し、企業・就職関連情報、若者向けイベントや地域情報等、若者が求める情報を積極的に発信すること。

なお、増加数の比較基準は、令和8年4月1日時点のフォロワー数とすること。

Instagram：https://www.instagram.com/awairo_tokushima/

イ 取材・写真の撮影等を含む、投稿内容の企画・編集を支援すること。

ウ 若者の将来的な「とくしま回帰」を意識した情報発信に努めること。

エ 年間の投稿計画を作成し、提出すること。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 報告書の提出

事業完了報告書を令和9年3月31日までに提出すること。

6 成果品

- (1) 県移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」内「ワカモノが見る徳島」の管理運営で取得、作成した全ての電子データ
- (2) 作成した広報物及びその電子データ一式

7 特記事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、実施内容等は、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) この業務の実施に当たって、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。
- (3) この業務の実施に当たっての個人情報の取り扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 徳島県がアカウントを保有する SNS 等ソーシャルメディアを活用する場合は、別紙3「徳島県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を遵守すること。
- (5) 本事業内容は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応すること。

- (6) 各業務に係る撮影、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経緯（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- (7) 本委託業務において、制作された著作物や各種データの所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく徳島県に帰属するものとする。ただし、受託者のビジネスモデル及びノウハウ、システムに属するものを除く。
- (8) 本委託業務において、制作・納品された成果品を委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等あらゆる媒体、手段、手法により公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利に関する調整を行うこと。
- (9) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な、第三者の著作権・肖像権等知的財産権等については、事前に許諾を取得し、第三者の著作権・肖像権等を侵害していないことを保証すること。なお、第三者の著作権・肖像権等の侵害の申し立てを受けたときには、委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (10) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (11) この業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく同様とする。
- (12) 本事業において、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (13) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ、定めるものとする。